

第四十八回 参議院国際労働条約第八十七号等特別委員会會議録 第二号

昭和四十年四月二十二日(木曜日)

午後三時三十分開会

委員の異動

四月二十一日

加賀山之雄君

吉江 勝保君

補欠選任

二木 謙吾君

出席者は左のとおり。

委員長

安井 謙君

理事

亀井 光君

委員

江藤 智君

久保 勘一君

後藤 義隆君

鈴木 恭一君

野本 品吉君

長谷川 仁君

日高 広為君

二木 謙吾君

丸茂 重良君

三木興吉郎君

山崎 齊君

岡田 宗司君

北村 暢君

鈴木 強君

吉田忠三郎君

渋谷 邦彦君

田畑 金光君

衆議院議員

修正案提出者 藤枝 泉介君

修正案提出者 多賀谷真穂君

修正案提出者 栗山 礼行君

外務大臣 権名悦三郎君

労働大臣 石田 博英君

自治大臣 吉武 恵市君

国務大臣 増原 恵吉君

内閣総理大臣官房公務員制度調査室長 岡田 勝二君

労働政務次官 始関 伊平君

労働大臣官房長 和田 勝美君

労働省労働局長 三治 重信君

自治省行政局長 佐久間 彌君

常任委員会専門員 伊藤 清君

常任委員会専門員 鈴木 武君

常任委員会専門員 結城司郎次君

常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件

(内閣提出、衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(安井謙君) ただいまから国際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨四月二十一日、加賀山之雄君及び吉江勝保君が委員を辞任され、その補欠として二木謙吾君及び日高広為君が委員に選任されました。

以上でございます。

○委員長(安井謙君) それでは、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案、以上の五案件を一括して議題とし、関係各大臣より順次提案理由の説明を聴取いたします。

まず、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件について説明をお願いいたします。外務大臣権名悦三郎君。

○国務大臣(権名悦三郎君) ただいま議題となりました結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約は、一九四八年七月九日に、国際労働機関の総会の第三十一回会期においてサンフランシスコで採択されたものであります。

この条約は、その前文にもありますとおり、国際労働機関憲章が、結社の自由の原則を労働条件の改善、平和の確立等の手段であるとしているこ

とにかんがみ、この原則を国際的規制のもとに確保することを目的として作成されたものであり、条約に規定された内容は、団体の設立及び加入の自由、団体の自主運営、団体の停止及び解散に対する保障、連合及び国際的団体の設立及び加入の自由、法人格の取得に対する保障等、労働者及び使用者の結社の自由を保障し、その団結権を保護することについての一般的な原則を定めたものであります。

わが国におきましては、憲法、労働組合法、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法等によって、条約の規定する保障はおおむねこれを確保しているものであります。代表者選出の自由等についてはこれを本条約の規定に適合させるため、現在国会に關係諸法律の改正法律案を提案しているところであります。これらの成立につき御承認を得た際には、この条約の規定はわが国において完全に実現されることとなりますので、このことを条約の批准によって世界に示し、国際的な規制のもとに右の諸原則の実施を確保いたしますことは、わが国の労働関係における正常な労働慣行を確立する上からも、また、労働問題の分野におけるわが国の国際的地位を高める上からも、きわめて有意義であると信じます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(安井謙君) 次に、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案の両案について説明を願います。労働大臣石田博英君。

○国務大臣(石田博英君) 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働

関係法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府としては、自由にして民主的な労働組合の発展を期するという労働政策の基本的な立場から結社の自由及び団結権の保護に関する条約を批准する方針を決定したのであります。これに伴い、公共企業体等労働関係法及び地方公営企業労働関係法中、職員でなければ組合の組合員又は役員になることができない旨の規定その他団結権に関する規定を改正する必要があるものであります。また、これらの規定を改正するにあたっては、これに関連して公共企業体等及び地方公営企業等の業務の正常な運営を確保するため公労法及び地公労法の関係諸規定について所要の整備を行なうこととしたし、本法律案を提案することとした次第であります。

以下、面法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、現行の公労法第四第三項及び地公労法第五第三項は、職員でなければ組合の組合員又はその役員となることができない旨を定めておりますが、これらの規定は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約第二に定める労働者団体の自由な結社の原則並びに第三に定める労働者の自由な選出についての規定に抵触いたしますので、これらの規定を削除することとしたしております。

第二に、公労法第四第一項ただし書き及び地公労法第五第一項ただし書きに、管理監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は、労働組合を結成し、またはこれに加入することができない旨の規定がありますが、この規定も、この際、条約第二の趣旨にかんがみ削除することとしたしております。

第三に、前に述べました公労法第四第三項、地公労法第五第三項を削除することに関連して、争議行為を共謀、教唆、煽動することを禁止される者の範囲に職員以外の組合員及び役員を加えることとしたしております。

第四に、現行公労法及び地公労法におきましては、職員でなければ組合の役員となることができないこととされていることに対応して、当局は、職員が職員としての身分を持ちながら、労働組合の役員としても労働組合の業務に従事することを認めることができる旨の規定が設けられておりますが、本改正案におきまして右の制限規定を削除することとしたしております。

これらの職員が、本来はその職務に専念する義務を有する者であることにかんがみ、この在籍専従に関する規定を改正いたしまして、職員は労働組合の業務にもつばら従事することができないという原則を規定するとともに、当局が相当と認めて許可した場合、その者の職員としての在職期間を通じて三年をこえない範囲内において、役員として組合の業務にもつばら従事することができるとし、さらに、この許可を受けた者は、その許可が効力を有する間は休職者とし、その期間は退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないこととを規定することとしたしております。しかしながら、この点については、別途附則において、法律施行の日から二年間は、なお従前の例により在籍専従を認めることができるという経過措置を講ずることとしたしております。

以上が公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案を提案するに至った理由及びその概要でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(安井謙吉) 次に、国家公務員法の一部を改正する法律案について、説明を願います。国務大臣(増原重吉君) 。

○国務大臣(増原重吉君) ただいま議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この改正案は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに

際しまして、国家公務員の団結権に関する規定を改正いたしますとともに、これに関連して所要の規定の整備を行ない、あわせて、国家公務員の人事管理に関する責任体制を確立するため、中央人事行政機構の改編整備を行なうとするものであります。

現行の国家公務員法のもとにおきましては、職員団体の役員は、すべて職員の中から選任すべきものとされ、職員でない者が職員団体の代表者となることが認められず、また、消防庁の職員は警察職員等と同様その団結が禁止されているのであります。この点、これらの点は、職員の自由な団結及びその代表者の自由選出等条約の保障しようとする団結権の原則に沿わないものと認められ、現行制度を改正するとともに、これに関連して職員団体に関する所要の規定を整備することとしたいたしました。また、今後における当局と職員団体との間に正常な労働関係を維持確立するためには、職員団体の任期制を撤廃し、自主性、責任性の確立と対応して、当局側についてもその人事管理に関する責任体制を整備する必要があることにかんがみ、この際、従来から責任関係に明確な欠けらうのありました中央人事行政機構を改編整備することとした次第であります。以下改正案の主要な点についてその概要を簡単に御説明いたします。

まず、職員団体の関係する事項で現在国家公務員法中服務事項として規定されているもの及び人事院規則で規定されているものをまとめてこの節に法定することとしたいたしました。

第一に、職員団体の定義を設け、その目的及び性格を明確に規定し、第二に、職員の団結権について規定いたしました。ここで従来と異なります点は、条約の趣旨にかんがみ、警察職員等団結を禁止される職員のうちから消防庁の職員を除くこと、及び管理もしくは監督の地位にある職員または機密の事務を取り扱う職員とこれらの職員以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができ

きないこととするほか、次に述べる登録制度との関係において、その身分について係争中の離職者の等の職員団体加入及び職員でない者の職員団体の役員就任が否定されることのないように改めることとあります。第三に、職員団体の登録制度及び職員団体の交渉につきまして、その手続及び要件等必要な事項を法定することとしたいたしました。新たに規定されることとなるものの内容は、現在人事院規則で定められております事項とおおむね同様でございます。第四に、公務員は、本来その職務に専念すべき義務を有している基本的性格にかんがみ、職員団体の業務にもつばら従事することができないものとしたしましたが、所轄庁の長が相当と認めて許可を与えた場合においては、職員としての在職期間を通じて三年をこえない範囲で、登録された職員団体の役員としてその業務にもつばら従事することができるといたしました。

なお、この法律施行後二年間は、経過措置として従前の例により登録された職員団体の業務にもつばら従事できることとしたしております。

次に、人事行政機構の改正であります。新たに内閣総理大臣を中央人事行政機関の一つとし、現在人事院の所掌とされている国家公務員の能率、厚生及び服務に関する事務の一部並びに大蔵大臣の所掌とされている退職手当及び特別職の国家公務員の給与に関する事務等を所掌するほか、各行政機関が行なう人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整を行なうこととしたいたしました。これに伴い、これらの事務について内閣総理大臣を補佐する総理府総務長官は国務大臣をもって充てること、改め、総理府総務副長官を一人増員するとともに、その事務を担当する部局として総理府に人事局を設置することとしたいたしました。

なお、人事院につきましては、若干の所掌事務を内閣総理大臣に移管することとしたいたしました。これは、すべて現行どおり、これを存置することとしたしております。

この法律案は、以上の趣旨に基づきまして、国

家公務員法及びその他の関係法律の改正を行なうとともに、必要な経過措置を規定いたしましたものがあります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(安井謙君) 次に、地方公務員法の一部を改正する法律案について、説明を願います。自治大臣吉武恵市君。

○国務大臣(吉武恵市君) 地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この改正案は、今回、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに際しまして、同条約の趣旨を実現するため、国家公務員の職員団体に関する規定の改正に準じて、地方公務員の職員団体に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行なうとするものであります。

第一は、職員団体とは、職員が、その勤務条件の維持改善をはかることを目的として組織する団体またはその連合体をいうものとし、その性格を明らかにしたことであります。また、第八十七号条約の趣旨にかんがみ、職員団体がその目的を達成するために必要な要件である自主性を確保するため、管理もしくは監督の地位にある職員または機密の事務を取り扱う職員と、これらの職員以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないものとしたのであります。

第二は、職員団体の登録についてであります。職員団体が所定の要件に適合している場合には、一定の手続によつて登録される現行法のたてまえは変更いたしておりますが、登録に関する事務は、人事委員会を置かない地方公共団体においては公平委員会が行なうこととしたのであります。なお、第八十七号条約の趣旨とする代表者自由選出の原則に照らし、職員でない者の役員就任を認めている職員団体をそのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならないことを明らかにいたしておきます。

第三は、職員団体の交渉についてであります。

地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から適法な交渉の申し入れがあつた場合においては、その申し入れに応ずべき地位に立つものとし、交渉の対象とすることができない事項、職員団体が交渉することのできる当局を明確にいたしますとともに、交渉に当たる者、その員数、議題、時間、場所その他交渉が正常に行なわれるために必要な手続及び条件を規定し、交渉における秩序を確保し、よき労働慣行の確立に資することとしたのであります。

第四は、在籍専従制度についてであります。職員は、その職務に専念すべき義務を負う公務員としての基本的な性格にかんがみ、職員団体の業務にもつぱら従事することができないものとしたしましたが、登録を受けた職員団体の役員としてつぱらその業務に従事することについて、任命権者が相当と認めて許可を与えたときは、この限りでないものとしたのであります。在籍専従の期間は、職員としての在職期間を通じて三年とすることができ、これを三つの期間とするとともに、在籍専従職員は休職者とし、休職者とされている期間中は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入しないものとしたのであります。なお、この法律施行後二年間は、従前の例により、在籍専従を許可することのできる旨の経過措置を設けることとしたのであります。

第五は、職員の給与の支払いに関する事項であります。職員に対する給与の支払いについては、労働基準法に定められておりますが、この改正案においては、国家公務員の場合と同様のたてまえで、給与の支払いについての原則を地方公務員法自体において規定することとしたのであります。

以上のほか、地方公務員の職員団体に関する規定の改正に伴い、教育公務員特例法の一部を改正する等所要の規定の整備をはかることとしたのであります。以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

○委員長(安井謙君) 以上をもちまして、各案件の提案理由の説明並びに衆議院におきまして修正部分の説明の聴取は終了いたしました。

○鈴木強君 議事進行。きわめて当然なことでございますが、私はこの際、委員長にお願いがありまします。ただいま御説明を伺いましたが、政府側の説明に対して衆議院の修正案がございました。私は、衆議院の審議の経緯にかんがみ、委員長の説明は、衆議院の審議の経緯にかんがみ、委員長は、国際的な信用問題もございまして、本院におきましては、尽くすべきは尽くされ、本院におきましては、その良識において、慎重御審議いただけるものと確信をいたしますが、私は、当然の希望でございますが、一言委員長にお願いしておきます。

○委員長(安井謙君) 承知いたしました。慎重に審議いたします。理事会でよく相談して計らいまします。

○委員長(安井謙君) 次は、衆議院の修正点につきまして説明を願います。修正案提出者衆議院議員藤枝泉介君。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法の各改正案に対する修正部分につきまして、簡単にその要旨を御説明申し上げます。修正部分につきましては、政府提案の条約批准に伴う国内法改正四法案中の問題点については、第三者機関たる公務員制度審議会が審議の上、答申が行なわれた場合これを尊重して、所要の改正を行なうためその施行を延期することとし、その具体的措置として、各改正案の施行期日の規定にたゞし書きを設け、特定の規定の施行について「別に政令で定める日から施行する」とこととしたのであります。

その該当条文をいたしましては、公労法第七條、地公労法第六條、国家公務員法第九節職員団体、地方公務員法第八條、同じく第五十二條ないし第五十五條の二、附則第二十項、附則第三條の各条等といったのであります。

以上が衆議院におきまして修正いたしました部分の概要であります。

○委員長(安井謙君) 承知いたしました。慎重に審議いたします。理事会でよく相談して計らいまします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働者の権利をまもるための請願(第三六七号)

労働者の権利をまもるための請願
請願者 岩手県江刺市岩谷堂耳取 青木真智子外三十五名
紹介議員 渡辺 勸吉君
労働者の権利を守るため、全世界の良識と時流に逆行する政府の政策に反省を求めるとともに、左記二項目の実現を要求するとの請願。
一、労働基本権の確立と、ILO条約の無条件即時批准を図ること。
二、ILO条約批准に便乗した国内法改悪を行なわないこと。

理由
政府は、ILO八十七号条約の批准を勧告されること十三回にも及んでいるがいまだ批准せず完全に国際信用をおとした。今次国会では、条約批准と引きかえに国内法を改悪しようといふてゐる。また、最高裁判決では、公労協労働者の組合活動に関する刑事免責を否定して、憲法第二十八條の精神をじゆうりんした。このような政府あるいは最高裁の態度は、世界にもその例を見ず、欧米資本主義諸国においても、労働者弾圧法は数十年も過去のものがたりになつてゐる。

四月二十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月十七日)
一、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの

件

一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

一、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

一、国家公務員法の一部を改正する法律案

一、地方公務員法の一部を改正する法律案

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求め

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）

国際労働機関の総会は、理事会によりサン・フランシスコに招集され、千九百四十八年六月十七日にその第三十一回会期として会合し、

この会期の議事日程の第七議題である結社の自由及び団結権の保護に関する提案を条約の形式により採択することを決定し、

国際労働機関憲章の本文が、「結社の自由の原則の承認」は労働条件を改善し、かつ、平和を確立する手段であると宣言していることを考慮し、フィラデルフィア宣言が、「表現及び結社の自由は不断の進歩のために欠くことができない」とを再確認していることを考慮し、

国際労働総会が、その第三十回会期において、国際的規制の基礎となる原則を全会一致で採択したことを考慮し、

国際連合総会が、その第二回会期において、この原則を是認し、かつ、一又は二以上の国際条約を採択することができるようにあらゆる努力を続けることを国際労働機関に要請したことを考慮し

て、

次の条約（引用に際しては、千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約と称することができ、千九百四十八年七月九日に採択する。）

第一部 結社の自由

第一条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、次の諸規定を実施することを約束する。

第二条

労働者及び使用者は、事前の認可を受けることなく、自ら選択する団体を設立し、及びその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。

第三条

1 労働者団体及び使用者団体は、その規約及び規則を作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、並びにその計画を策定する権利を有する。

2 公の機関は、この権利を制限し又はこの権利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉をも差し控えなければならない。

第四条

労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によつて解散せられ又はその活動を停止せられなければならない。

第五条

労働者団体及び使用者団体は、連合及び総連合を設立し並びにこれらに加入する権利を有し、また、これらの団体、連合又は総連合は、国際的な労働者団体及び使用者団体に加入する権利を有する。

第六条

この条約第二条、第三条及び第四条の規定は、労働者団体及び使用者団体の連合及び総連合に適用する。

第七条

労働者団体及び使用者団体並びにそれぞれの連合及び総連合による法人格の取得については、こ

の条約第二条、第三条及び第四条の規定の適用を制限するような性質の条件を付してはならない。

第八条

1 この条約に規定する権利を行使するに当たつては、労働者及び使用者並びにそれぞれの団体は、他の個人又は組織化された集団と同様に国内法令を尊重しなければならない。

2 国内法令は、この条約に規定する保障を阻害するようなものであつてはならず、また、これを阻害するようには適用してはならない。

第九条

1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。

2 国際労働機関憲章第十九条8に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

第十条

この条約において「団体」とは、労働者又は使用者の利益を増進し、かつ、擁護することを目的とする労働者団体又は使用者団体をいう。

第二部 団結権の保護

第十一条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、労働者及び使用者が団結権を自由に行使することができ、これを確保するために、必要にしてかつ適当なすべての措置をとることを約束する。

第三部 雑則

第十二条

1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、千九百四十六年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第三十五条に掲げる地域のうち同条4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准と同時に又はその後なるべくすみやかに、次の事項を述べた宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない

らない。

(a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えることなく適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が決定を留保する地域

2 1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

3 いずれの加盟国も、1(b)、(c)又は(d)に基づきその最初の宣言において行なつた留保の全部又は一部をその後の宣言によつても取り消すことができる。

4 いずれの加盟国も、第十六条の規定に従つてこの条約を廃棄することができ、期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、指定する地域に関する現況を述べる宣言を事務局長に通知することができる。

第十三条

1 この条約の主題たる事項がいずれかの非本土地域の自治権内にあるときは、当該地域の国際関係について責任をもつ加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

2 この条約の義務を受諾する宣言は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。

(a) 国際労働機関の二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域については、その二以上の加盟国

(b) 国際連合憲章又はその他によつて国際機関が施政の責任をもつ地域については、その国際機関

3 1及び2の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えることなく適用するか又は変更を

加えて適用するかを示さなければならぬ。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならぬ。

4 関係のある若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

5 関係のある若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第十六条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第四部 最終規定

第十四条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第十五条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長により登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十六条

1 この条約を批准した各加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後には、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、それが登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した各加盟国で、1に掲げる十年の期間の満了の後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、この条約

定める条件に基づいて、十年の期間が満了することによりこの条約を廃棄することができる。

第十七条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十八条

国際労働事務局長は、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際連合憲章第百二条による登録のため国際連合事務局長に通知しなければならない。

第十九条

国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が満了することにより、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならない。また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第二十条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第十六条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、この条約を批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十一条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、サン・フランシスコで開催されて千九百四十八年七月十日に開会を宣言されたその第三十一回会期において、正當に採択した条約の真正な本文である。

以上の証として、われわれは、千九百四十八年八月三十一日に署名した。

総会議長

ジュスタン・ゴダール

国際労働事務局長

エドワード・フィラン

(小字及び一は衆議院修正の部分)

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

法律

公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「職員」の組合(第四條一第七條)を「労働組合(第四條一第七條)に改める。

第三條中「労働組合(以下組合という)並びに労働関係及びその調整」を「労働関係」に改め、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、

「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四條第一項」と、及び「第十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第四條第一項」と、

「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」とを削り、同条に次の一項を加える。

2 職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「組合」という)に関する労働組合法第五條第一項及び第十一條第一項の規定による労働委員会

の権限は、政令で定める区分により、公共企業体等労働委員会又は労働委員会が行なう。

第二章を次のように改める。

第二章 労働組合

(職員の団結権)

第四條 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。

2 公共企業体等労働委員会は、組合について、職員のうち労働組合法第二條第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。

第五條及び第六條 削除

(組合のための職員の行為の制限)

第七條 職員は、組合の業務にもつぱら従事することができない。ただし、公共企業体等の許可を受けて、組合の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、公共企業体等が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、公共企業体等は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつぱら従事する期間は、第二條第二項第一号の職員については当該公共企業体の職員としての在職期間を通じて三年をこえることができず、同項第二号の職員については同号の職員としての在職期間を通じて三年(その職員が国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八條の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことがある者であるときは、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)をこえることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないものとする。

第八條中「第四條第一項ただし書の規定により組合に加入することができない者以外の」を削る。

第十七條第一項前段中「その組合は、」を「組合は、公共企業体等に対して」に改め、同項後段中「職員」の下に「並びに組合の組合員及び役員」を加

員会の事務の処理には、公益を代表する委員のみが参与する。

(不当労働行為の申立て等)

第十六条の三 第十二条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てがあつた場合において、その申立てが当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるときは、労働委員会は、同条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができない。

2 第十二条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立て又は同条第五項若しくは第十一項の再審査の申立てを受けたときは、労働委員会は、申立ての日から二月以内に命令を発するようにしなければならない。

第十七条を次のように改める。

(小規模の地方公営企業の職員)

第十七条 地方公営企業法第三十九条第一項の規定は、地方公営企業(同法第四章の規定が適用されるものを除く)に勤務する職員について準用する。

2 地方公営企業法第三十七条、第三十八条及び第三十九条第二項の規定は、前項に規定する職員(同法第三十七条第一項の政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く)について準用する。

附則第四項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、「第十條」の下に「第十一條」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第六條の改正規定及び附則第四項の改正規定(同項の法律番号以外の改正に係る部分を除く)並びに附則第三條の規定は、政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五條第一項ただし書に規定する者について改正前の同条第二項の条項で定められている範囲は、こ

の法律の施行の際現に存する組合に係る改正後の同項に規定する者について、改正後の同項の規定により労働委員会が認定したものとみなす。

第三条 改正前の第六條(改正前の附則第四項において準用する場合を含む)に規定する事項については、改正後の同条(改正後の附則第四項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方公営企業法の一部改正)

第五条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條を次のように改める。

(職員の労働関係の特例)

第三十六條 地方公営企業に従事する職員の労働関係については、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の定めるところによる。

第三十七條第一項中「企業職員」を「第十五條の職員(政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。)に改める。

第三十九條を次のように改める。

(地方公務員法の適用除外)

第三十九條 第三十六條の職員については、地方公務員法第三十七條、第四十六條から第四十九條まで、第五十二條から第五十六條まで及び第五十八條並びに行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)の規定は、適用しない。

2 企業職員については、地方公務員法第五

條、第八條(第一項第五号、第三項及び第四項を除く)、第二十三條から第二十六條まで、第三十六條、第三十九條第三項、第四十條第二項及び第四十五條第二項から第四項ま

での規定は、適用しない。

(小字及び一は衆議院修正の部分)

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

国家公務員法目次中「人事院」を「中央人事行政機関」に、「第八節 退職年金制度」を「第九節 退職年金制度」に改める。

第一条第三項中「人事院規則又は人事院指令」を「又はこの法律に基づく命令」に改める。

第二条第三項第四号の二を削り、同項第八号中「総務府総務長官」を削る。

第二章 人事院を第二章 中央人事行政機関に改める。

第三条の見出しを「(人事院)」に改め、同条第二項中「国家公務員に関する事務を掌理するため」を削り、「内閣総理大臣を」内閣に改め、同条第三項を次のように改める。

人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

第三条第四項中「この法律」を「法律」に改め、その定める手続により、「を削り、同条第一項を削る。

第十二條第六項第二号を次のように改める。

第十三 削除

第十二條第六項第十三号を次のように改める。

第十八條の次に次の一号を加える。

十九 第百八條の三第六項の規定による職員団体の登録の効力の停止及び取消し

第十三條第三項後段中「この法律を完全に実施するため」を削り、同条第四項を削る。

第十四條第一項中「この法律の目的を達成するための諸般の計画を樹立し」、「この法律の目的を達成するために必要な、適当で、且つ、法令の規定に従つた諸般の措置を行い」及び「及び人事主任官會議の議長」を削り、同条第二項を削る。

第十六條第一項中「この法律の執行に關し必要な事項について」を「その所掌事務について、法律を実施するため、又は法律の委任に基づいて」に改める。

第十七條第一項を次のように改める。

人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に關する事項に關し調査することが出来る。

第十八條の次に次の一條を加える。

(内閣総理大臣)

第十八條の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、職員の能率、厚生、服務等に関する事務(第三條第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

内閣総理大臣は、前項に規定するもののほか、各行政機関がその職員について行なう人事管理に關する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整に關する事務をつかさどる。

第十九條第一項及び第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第四項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十條第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一條を次のように改める。

(権限の委任)

第二十一條 人事院又は内閣総理大臣は、それぞれ人事院規則又は政令の定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を他の機関をして行なわせることができる。この場合において

七

第二十三條 國際労働条約第八十七号等特別委員会會議録第二号 昭和四十年四月二十二日【參議院】

は、人事院又は内閣総理大臣は、当該事務に關し、他の機關の長を指揮監督することができ

る。
第二十二條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同條第二項を削る。

第二十五條の見出しを「人事管理官」に改め、同條第一項中「人事院規則」を「政令」に、「人事主任官」を「人事管理官」に改め、同條第二項中「人事主任官」を「人事管理官」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、人事管理官は、中央人事行政機關との緊密な連絡及びこれに対する協力に努めなければならない。

第二十六條を次のように改める。
第二十六條 削除

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 削除

第五十六條ただし書を削る。

第七十一條第三項中「人事院」を「内閣総理大臣（第七十三條第一項第一号の事項については、人事院）」に改める。

第七十二條第二項を次のように改める。

前項の勤務成績の評定の手続及び記録に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十二條第三項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十三條第一項中「人事院」を「内閣総理大臣（第一号の事項については、人事院）」に改め、同項第一号中「教育訓練」を「研修」に改め、同項第三号中「元氣回復」を「レクリエーション」に改め、同條第二項中「人事院」を「内閣総理大臣（同項第一号の事項については、人事院）」に改める。

第八十二條第一号中「人事院規則」を「この法律に基づく命令」に改める。

第八十六條中「人事院又はその職員」を「内閣の所轄庁の長」を「人事院若しくは内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第八十八條中「その職員の所轄庁の長」を「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第九十七條中「人事院規則」を「政令」に改める。
第九十八條の見出し中「職員の団体」を「争議行為等の禁止」に改め、同條中第二項から第四項まで、第七項及び第八項を削る。

第九十九條第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。
第一百條第一項中「人事院規則」を「法律又は命令」に改め、同條第三項を削る。

第一百零四條中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第三章中第八節の次に次の一節を加える。
第九節 職員団体

（職員団体）
第一百零八條の二 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。
職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事院規則で定める。

警察職員及び海上保安庁又は監獄において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）
第一百零八條の三 職員団体は、人事院規則で定めるところにより理事その他の役員及び人事院規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事院に登録を申請することができる。

職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 目的及び業務

三 主たる事務所の所在地

四 構成員の範囲及びその資格の得喪に關する規定

五 理事その他の役員に關する規定

六 次項に規定する事項を含む業務執行、會議及び投票に關する規定

七 経費及び會計に關する規定

八 他の職員団体との連合に關する規定

九 規約の変更に關する規定

十 解散に關する規定

職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実におけるその手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である職員団体又は全国的規模をもつ職員団体については、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員

であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員に与えておけること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としておけることを妨げない。

人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆゑをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事院は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

第六項の規定による登録の取消しについて

であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員に与えておけること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としておけることを妨げない。

人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆゑをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事院は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

第六項の規定による登録の取消しについて

であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員に与えておけること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としておけることを妨げない。

人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆゑをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事院は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

第六項の規定による登録の取消しについて

であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員に与えておけること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としておけることを妨げない。

人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆゑをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

は、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(法人たる職員団体)

第百八条の四 登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることにより法人となることができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（民法第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条及び第七十一条を除く。）は、本法の法人について準用する。この場合においては、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事院」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、民法第四十六条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出」と、同法第六十八條第一項第四号中「設立許可」とあるのは「登録」と、非訟事件手続法第二百二十条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替えるものとする。

(交渉)

第百八条の五 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

国の事務の管理及び運営に關する事項は、交渉の対象とすることができない。

職員団体と交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局とする。

交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行なわれなければならない。交渉に当たつては、職員団体と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決

めて行なうものとする。

前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとす。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができ

本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてつぱら従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員としてつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二項第二号の職員として同法第七号）第二項ただし書の規定により労働組合の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。

第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた

職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする。

職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第百八条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体に對する正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。

第百九条第十四号を削る。

第百十條第一項第二号を次のように改める。

第百十條第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第百十條第一項第十七号中「第五項」を「第二項」に改め、同項第二十号を次のように改める。

第二十 第百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

第百十條中「第百十條第一項第一号」を「前条第一項第一号、第三号」に、「第十六号」を「第十五号」に改める。

附則第十三条中「人事院規則」の下に「（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（第八節 退職年金制度）を「第九節 職員団体」に改める部分に限る。、第十二条第六項の改正規定（同項第二号及び第十三号を改める部分を除く。）、第九十八条の改正規定（第百一条の改正規定（同条第三項を削る部分に限る。）、第三章第八節の次に一章を加える改正規定、第百十條第一項の改正規定（同項第二号を改める部分を除く。）、及び第百十一條の改正規定（第十六号）を「第十五号」に改める部分に限る。）並びに次条第六項から第九項までを除く。）、附則第六條、附則第九條、附則第十二條（第四十條第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に改める部分を除く。）、附則第十八條から附則第二十條まで、附則第二十三條、附則第二十七條及び附則第二十八條の規定は、政令で定める日から施行する。

を除く。及び第百十一條の改正規定（第十六号）を「第十五号」に改める部分に限る。）並びに次条第六項から第九項までを除く。）、附則第六條、附則第九條、附則第十二條（第四十條第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に改める部分を除く。）、附則第十八條から附則第二十條まで、附則第二十三條、附則第二十七條及び附則第二十八條の規定は、政令で定める日から施行する。

（経過規定）
第二条 この法律の施行の期日については、前項の規定による改正前の法律（以下「旧法」という。）の規定に基づき登録された職員団体は、この法律の施行の日から起算して一年以内に、改正後の国家公務員法（以下「新法」という。）第百八条の三の規定による登録の申請をすることができる。この場合において、人事院は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第百八条の三の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならない。

2 この法律の施行の期日については、前項の規定に基づき登録された職員団体で、前項の規定による登録の申請をしない旨の取扱いについては、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱いについては、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新法第百八条の五の規定の適用があるものとする。

3 旧法の規定に基づき法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受けた前に新法の規定に基づき法人となる旨を人事院に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づき法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 前項の規定により新法の規定に基づき法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づき法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この

法律の施行の日から起算して一年を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものにあつては、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けた時において、それぞれ解散するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第八条の六第一項の規定を適用せず、職員は、なお従前の例により、登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつづら従事することができる。

6 この法律の施行○前(前条ただし書の規定による施行を含む。)にいたした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、この法律の施行の日から起算して九月間は、政令としての効力を有するものとする。

8 この法律の施行前に法令の規定に基づいて人事院若しくは大蔵大臣がした決定、処分その他の行為又は人事院若しくは大蔵大臣に対してした請求その他の行為で、この法律の施行後は内閣総理大臣がすべき決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してすべき請求その他の行為に該当するものは、この法律の施行後における法令の相当規定に基づいて内閣総理大臣がした決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してした請求その他の行為とみなす。

9 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)で定める。

(内閣法の一部改正)
第三条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに従来の各省大臣及び國務大臣の定数以内を」と及び「十七人以上」に改

める。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 人事行政に関する事務

第四条中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 各行政機関が行なう国家公務員等の人事管理に関する方針、計画等に関すること。

統一保持上必要な総合調整を行なうこと。

第五条第一項中「四局」を「五局」に、「賞勲局」を「賞勲局」に改める。

第五条の二第一項中「恩給局」を「人事局及び恩給局」に、「一人」を「各一人」に改める。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(人事局の事務)

第六条の三 人事局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家公務員に関する制度に關し調査、研究し、及び企画すること。

二 国家公務員等の人事管理に関する各行政機関の方針、計画等の総合調整に關すること。

三 一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政(人事院の所掌に属するものを除く。)に關すること。

四 国家公務員等の退職手当に關すること。

五 特別職の国家公務員の給与制度に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、国家公務員等の人事行政に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)に關すること。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

(公務員制度審議会)

第十四条の三 本府に、公務員制度審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じて、国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働関係の基本に関する事項について調査審議し、及びこれら事項に關して内閣総理大臣に建議する。

3 審議会は、学識経験のある者、国、地方公共団体及び公共企業体を代表する者並びに国、地方公共団体及び公共企業体の職員を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する二十人以上の委員で組織する。

4 前二項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「充てることができる」とを「充てる」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十條第一項中「一人」を「二人」に改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

第二十二條中、「總務副長官及び總務長官秘書官」及び「總務副長官」に改める。

第二十三條中、「總務長官秘書官」を削り、「三千九百七十四人」を「三千九百八十二人」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第五條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第八條中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号及び第二十二号を一号ずつ繰り上げる。

第四十九條第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、二五四人」に、「六七、二一〇人」を「六七、二〇五人」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第六條 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正す

る。

第七條第四項中「公共企業体等労働関係法」を「同法第八條の六第一項ただし書若しくは公共企業体等労働関係法」に改め、「規定する事由」の下に「又はこれらに準ずる事由」を加える。

第八條第一項第三号中「第九十八條第六項」を「第九十八條第三項」に改める。

(その他の法律の改正等)

第七條 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九條中、「総理府總務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に、「総理府總務副長官」を加える。

第四十二條第二項中、「総理府總務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に、「総理府總務副長官」を加える。

第八條 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一項ただし書中「国家公務員法第十六條の人事委員会規則」を「人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)に改める」。

第九條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「第九十八條第二項の職員の組合その他の団体」を「第九十八條の二第一項の職員団体に改める」。

第十條 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一條 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十二条 公共企業体等労働関係法の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に、「第九十八條第一項及び第四項を除く。」を「第九十八條第二項及び第三項」に、「第一百一条第三項及び」を「第九十八條の二から第九十八條の七まで並びに」に改める。

第十三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「人事院規則」を「命令」に改め、「人事院の」を削る。

第十四条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に「総理府総務副長官」を加える。

第十五条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とする。

第三条第三項及び第四項、第九条、第十条並びに第十三条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第一中「総理府総務長官」を削る。

第十六条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第一号中「総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に「総理府総務副長官」を加える。

第十七条 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育訓練」を「研修」に改める。

第十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「第九十八條」を「第九十八條の四」に改める。

第十九条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四号中「休暇の日」を「許可を受けて勤務しなかつた日」に改める。

第二十条 国家公務員災害補償法第四條第一項に規定する期間中に職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇の日がある場合における同項の平均給与額の計算については、なお従前の例による。

第二十一条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「人事院規則」の下に「政令」又は「命令」を加える。

第二十二條 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項及び第十八條第二項中「その職員の所轄庁の長」を「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第二十三條 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項第三号中「第九十八條」を「第九十八條の二（職員団体）」に改める。

第二十四條 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項後段中「人事院規則」を「政令」に、「人事院及び」を「内閣総理大臣及び」に改める。

第二十五條 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六條 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九十九條第四項中「第九十八條」を「第九十八條の二」に改める。

第二十八條 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第八條第四号ロ中「第九十八條第二項」を「第九十八條の二」に改める。

第二十九條 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び内閣官房副長官」を「内閣官房副長官及び総理府総務副長官」に改める。

（小字及び）は衆議院修正の部

地方公務員法の一部を改正する法律案
地方公務員法の一部を改正する法律
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項に次の一号を加える。
三 前二号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務
第八條第七項中「第二項各号」を「第二項第一号及び第二号」に改める。

第二十五條中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。
第五十二條を次のように改める。

（職員団体）
第五十二條 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外

外の職員をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

第五十三條第一項を次のように改める。

職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

第五十三條第二項第二号中「業務」を「目的及び業務」に改め、同項第五号中「代表者」を削り、同条第三項中「その構成員たるすべての職員」を「すべての構成員」に、「全員の多数決」を「全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）」に、「単位職員団体の連合体」を「連合体である職員団体」に、「多数決」を「投票者の過半数」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの

又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめておくこと、及び当該職員団体の役員である者を構成員としておくことを妨げない。

第五十三条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「人事委員会」を「人事委員会又は公平委員会」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「規約を變更したときは」を「規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは」に、「人事委員会」を「人事委員会又は公平委員会」に、「第一項後段」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆゑをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体に就いて第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事委員会又は公平委員会は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体の請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

(法人たる職員団体)

第五十四条 登録を受けた職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることににより法人となることができ、民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四条(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四条に規定する法人に関する規定(民法第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条及び第七十一条を除く)は、本条の法人について準用する。

この場合においては、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会又は公平委員会」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替へるほか、民法第四十六条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「法人トナル旨ノ申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「登録」と、非訟事件手続法第二百二十条中「許可書」とあるのは「法人トナル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替へるものとする。

第五十五条第一項を次のように改める。

地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体の職員に、勤務時間その他の勤務条件に關し、及びこれに附帶して、社会的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに應ずべき地位に立つものとする。

第五十五条第四項を削り、同条第三項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

第五十五条第二項中「前項の場合において、」を削り、同項を同条第九項とし、同条第一項の次に次の七項を加える。

2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

3 地方公共団体の事務の管理及び運営に關する事項は、交渉の対象とすることができない。

4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。

5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわれなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることをできる。

8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中ににおいても行なうことができる。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する期間は、

職員としての在職期間を通じて三年(地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六條第一項ただし書(同法附則第四項において準用する場合を含む)の規定により労働組合の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)をこえることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤務期間に算入されないものとする。

6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のための業務を行ない、又は活動してはならない。

第五十八條第三項中「労働基準法第二條、」の下に「第二十四條第一項、」を、「第三十七條中勤務条件に關する部分」の下に、「第五十三條第一項」を加える。

第六十條第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

附則第五項中「第十一項」を「第十項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(地方自治法附則第八條に規定する職員)

20 地方自治法附則第八條に規定する職員については、当分の間、当該職員を第五十二條第一項に規定する職員とみなして、第三章第九節の規定を適用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第八條の改正規定、第五十二條から第五十五條までの改正規定、第五十五條の次に一條を加ふる改正規定及び附則に一項を加ふる改正規定並びに次条、附則第三條及び附

則第五條から附則第八條までの規定は、改定を定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行〇の際現に存する改正前
行をいう。以下この条において同じ。

〇前条ただし書の規定による
の地方公務員法(以下「旧法」という。)第五十三
条第一項の規定により登録を受けた職員団体
は、この法律の施行の日から起算して三月以内
に、改正後の地方公務員法(以下「新法」とい
う。)第五十三条の規定による登録の申請をする
ことができる。この場合において、人事委員会
又は公平委員会は、申請を受理した日から起算
して三十日以内に、新法第五十三条第一項の規
定による登録をした旨又はしない旨の通告をし
なければならない。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第五十三
条第一項の規定により登録を受けた職員団体で
前項の規定による登録の申請をしないものの取
扱いについては、この法律の施行の日から起算
して三月を経過するまでの間、同項の規定によ
る登録の申請をしたものの取扱いについては、
同項の規定により登録をした旨又はしない旨の
通知を受けるまでの間は、なお従前の例によ
る。ただし、新法第五十五条の規定の適用があ
るものとする。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一
項の規定による登録をした旨の通知を受けたも
ののうち、その通知を受ける前に新法の規定に
基づく法人となる旨を人事委員会又は公平委員
会に申し出たものは、その通知を受けた時に新
法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて
存続するものとする。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人た
る職員団体として存続するものを除き、旧法の
規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施
行の際現に存するものは、第一項の規定による
登録の申請をしなかつたものにあつては、この
法律の施行の日から起算して三月を経過した日
において、同項の規定による登録の申請をした

ものにあつては、同項の規定による登録をした
旨又はしない旨の通知を受けた時において、そ
れぞれ解散するものとし、その解散及び清算に
ついては、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、
新法第五十五条の二第一項の規定は適用せず、
職員は、なお従前の例により、登録を受けた職
員団体の役員として当該職員団体の業務にもつ
ぱら従事することができる。

(教育公務員特例法の一部改正)

第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第
一号)の一部を次のように改正する。
第十一條第二項中、「第三十八條及び第五十
二條」を「及び第三十八條」に改める。
第二十一條の三の次に次の一條を加える。
(公立学校の職員の職員団体)

第二十一條の四 地方公務員法第五十三条及び
第五十四条並びに地方公務員法の一部を改正
する法律(昭和四十年法律第 号)附則第二
條の規定の適用については、一の都道府県内
の公立学校の職員のみをもつて組織する地方
公務員法第五十二条第一項に規定する職員団
体(当該都道府県内の一の地方公共団体の公
立学校の職員のみをもつて組織するものを除
く)は、当該都道府県の職員をもつて組織す
る同項に規定する職員団体とみなす。

2 前項の場合において、同項の職員団体は、
当該都道府県内の公立学校の職員であつた者
でその意に反して免職され、若しくは懲戒処
分としての免職の処分を受け、当該処分を受
けた日の翌日から起算して一年以内のもの又
はその期間内に当該処分について法律の定め
るところにより審査請求をし、若しくは訴え
を提起し、これに対する裁決又は裁判が確定
するに至らないものを構成員にとどめてい
ること、及び当該職員団体の役員である者を構
成員としていことを妨げない。

3 公立学校の職員に係る地方公務員法第五十
二條第三項ただし書に規定する管理職員等の

範囲は、同条第四項の規定にかかわらず、国
立学校の職員の例に準じ、人事委員会規則又
は公平委員会規則で定める
第二十五條の六を削る。

(地方公営企業労働関係法の一部改正)

第四条 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年
法律第二百八十九條)の一部を次のように改正
する。

附則第四項前段中「この法律」の下に「(第十七
條を除く)及び地方公営企業法第三十七條から
第三十九條までの規定を加え、同項後段を次
のよう改める。

この場合において、同法第三十九條第一項
中「第四十九條まで、第五十二條から第五十
六條まで」とあるのは、「第四十九條まで」と
読み替へるものとする。

(郵便貯金法の一部改正)

第五條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百
四號)の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「第五十二條第三項」を「第五
十二條第一項」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第六條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百
十七號)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第三号中「職員団体の組織」を
「職員団体に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法
律第二百二十八號)の一部を次のように改正する。

第二百二十六條の四に次の一項を加える。
2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六
十一號)第五十二條の職員団体の事務にもつ
ぱら従事する前項に規定する組合員について
は、当該職員団体を国家公務員法第八條の
二に規定する職員団体とみなして第九十九條
第四項の規定を適用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年

法律第一百五十二號)の一部を次のように改正す
る。

第一百三條第四項中「(教育公務員特例法(昭
和二十四年法律第一號)第二十五條の六の職員
団体を含む。)」を削る。

第一百四十二條第二項の表第一百四十三條第四項の
項中「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第
一號)第二十五條の六の職員団体を含む。)」を削
り、「第九十八條」を「第八十八條の二」に改め、同
条に次の一項を加える。

6 地方公務員法第五十二條の職員団体の事務
にもつぱら従事する国の職員である組合員に
ついて第二項の規定を適用する場合において
は、同項の表中「国家公務員法第八條の二」
とあるのは、「地方公務員法第五十二條」とす
る。

昭和四十年四月二十六日印刷

昭和四十年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局